

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP公開版

(整理番号0906)

本審議会 第464回

令和7年7月14日 公開

開催日時	令和7年7月14日（月）	14時00分～15時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和7年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 2 群馬県最低賃金の改正決定について（諮問） 3 群馬県最低賃金専門部会の設置について 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 令和7年度最低賃金に関する実態調査について 6 その他（専門部会の運営について）		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日まで出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名の委員にご出席いただいております。 出席者人数15名は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、議事に入りましたら、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
室 長	ただいまから、第464回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。 議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、賃金室長の

室 長	根岸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。
室 長	本日は、4月に任命させていただいた第50期群馬地方最低賃金審議会委員の皆様による令和7年度最初の審議会でございます。委員の任期は2年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。また、皆様の委嘱状につきましては、労働局長からお渡しすべきところではございますが、時間の関係もあり、先般郵送させていただいております。ご容赦いただけますようよろしくお願いいたします。 それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1の委員名簿の順にお名前を読み上げてご紹介させていただきます。委員の皆様はご着席されたままで結構でございます。 まず公益代表委員の委員、鈴木委員、西川委員、西村委員、米本委員。労働者代表委員の新井委員、越澤委員、松葉委員、村山委員、山村委員。使用者代表委員の新井委員、五十嵐委員、宇井委員、金井委員、松崎委員。 委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきましてよろしくお願いいたします。 なお、この度、就任いただいた委員の中で、公益代表委員の■■■■委員と、労働者代表委員の■■■■委員、使用者代表委員の■■■■委員は、初めて審議会委員になりましたので、ひとことご挨拶をいただきたいと存じます。 最初に■■■■委員からひとことよろしくお願いいたします。 このたび公益代表委員を拝命いたしました高崎経済大学経済学部准教授の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。
■■■■委員	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
室 長	続きまして、■■■■委員によろしくお願いいたします。
■■■■委員	こんにちは。 連合群馬で労働担当の副会長をしております■■■■の■■■■です。 県内で働く労働者の生活と地域経済の発展を目指して、誠実に議論に臨んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
室 長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、■■■■委員によろしくお願いいたします。
■■■■委員	■■■■です。■■■■と申します。よろしくお願いいたします。

委員	当社は[]メーカーとして、省力化に関してお客様にご相談いただくことがございます。設備投資や省力化の後、賃金の課題、そういうことをよく聞く立場にございます。真剣に審議してまいりたいと存じます。よろしくお願いします。
室 長	はい。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。 次に資料2をご覧ください。 事務局の紹介をさせていただきます。 群馬労働局長の上野でございます。 労働基準部長の橋口でございます。 監督課長の太石でございますが、所用のため今席を外しておりますが、後で合流いたしますのでよろしくお願いいたします。 賃金室長補佐の渡邊です。 労働基準監督官の八野井ですが、同じく所用にて席を外しております。後で出席いたします。 私は賃金室長の根岸です。よろしくお願いいたします。 事務局全員で円滑な審議会運営に努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
室 長	審議会の開催に当たりまして上野労働局長からご挨拶を申し上げます。
局 長	労働局長の上野でございます。 令和7年度の第1回目の最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、第50期群馬地方最低賃金審議会委員をお受けいただき、厚く御礼を申し上げます。 また、平素から、それぞれの御立場から、最低賃金行政を始めとして、労働行政全般の円滑な運営に多大な御支援・御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。 さて、県内の雇用情勢につきましては、直近の令和7年5月の有効求人倍率は、1.30倍と、前月から0.01ポイント低下し、新規求人数についても、前年同月に比較して1.3%の減少となっており、8か月連続の減少というような状況でございます。 また、6月13日に政府の方で「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」が閣議決定されております。これが、ありました後で、厚生労働省で7月11日に中央最低賃金審議会開催され、厚生労働大臣から「地域別最低賃金額改定の目安について、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針2025』に配意した、貴

局 長	会の調査審議を求める。」との諮問が行われ、本年度、第1回目の目安に関する小委員会が開催されております。 このような情勢を踏まえ、本日、群馬県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきますことといたしました。地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「地域における労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めることとされております。委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることとなりますが、当県の実情を踏まえ、調査審議を行っていただきますようお願い申し上げます。 最後になりますが、これから暑い時期を迎えることになります。お身体にはくれぐれも御留意いただきまして、御調査・御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
室 長	続きまして、審議会の会長と会長代理の選出に移らせていただきます。 最低賃金法第24条第2項で、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定されております。会長代理につきましても同条第4項で、同様に選挙された者が会長の職務を代理するという旨が規定されております。 慣例によりますと、まず公益代表委員の皆様で選出していただき、その後、労使の委員にもお諮りするという方法が取られておりますが、今回も同様の方法でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
室 長	それでは、公益代表委員から、会長には■■■■委員を選出し、会長代理には■■■■委員を選出するとの結果をいただいております。労使の委員の皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
室 長	ありがとうございます。 全会一致で選任されたということを確認いたしました。
室 長	それでは、会長になりました■■■■委員と、会長代理になりました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたいと思います。 最初に■■■■委員からお願いいたします。
■■■■委員	ただいま、本会議の会長を拝命いたしました■■■■と申します。 コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻以来、我が国及び群馬県内外の経済

■委員	情勢、特に物価に関しましては、それ以前とはかなり異なる動きが見られてきたように認識しております。また、近年におきましては、労働者の賃金に関しては、社会的関心がますます高まっているように考えております。そのような中で、私が会長の職を拝命いたしますことにつきましては、誠に身の引き締まる思いでございます。議事の進行につきましては、公平・公正な運営が図られますよう誠心誠意務めてまいりたいと思います。委員の皆様のご指導・ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたします。
室 長	はい。ありがとうございました。 続きまして、■委員をお願いいたします。
■委員	このたび会長代理を拝命いたしました■です。 今年度初で委員になったばかりで、何もわからないことも多いのですが、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
室 長	ありがとうございました。それでは、■会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、今回、山本群馬県知事より、群馬地方最低賃金審議会会長及び群馬労働局長あてに要請書を提出したいとのご要望を受けております。 要請書をお受け取りする場を別室に設けておりますので、一旦、休会をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
会 長	ただいま、事務局からお話しがございましたように、議事に入ります前に、山本群馬県知事から要請書を提出されたいというご要望をいただいております。お受け取りをしてよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
会 長	それでは10分ほど一旦休会としたいと存じますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。では、事務局は会場への案内などお願いいたします。
室 長	それでは、■会長及び上野局長におかれましては、会場へご案内いたします。 なお、ほかの委員の皆様におかれましては、ここで待機していただきますようよろしくお願いいたします。 傍聴人の皆様は、10分程度ということですので、14時25分になりましたらお席にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

室 長	【休会】
事務局	【再開】
事務局	お待たせいたしました。審議会の再開をお願いいたします。
室 長	それでは、改めて会議の進行に入らせていただきます。
会 長	まず、先ほど山本知事より要請書の交付をお受けしましたことを御報告いたします。
	事務局は要請書の写しを配付してください。
事務局	【要請書写し配付】
会 長	ここで、要請書に記載のご意見について、本日、直接山本知事から委員の皆様にお伝えしたいという強いご意向があるとのことことです。
	最低賃金法第 25 条第 6 項に「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」とされております。
	意見陳述の場は、例年ですと、第 2 回目の本審の場で設けていますが、現時点では、中央最低賃金審議会の答申の日程が未定であることから 2 回目の本審の日程と知事の日程が一致しない場合が懸念されることから、1 回目の本審でご意見を述べたいとのことことです。このことにつきましても併せて、本審議会として、山本知事の意見をお聞きすることについて審議したいと思います。
	いかがでしょうか。
各側委員	【異議なし】
会 長	それでは山本知事からご意見をお聞きしたいと思います。
	よろしくお願いいたします。
室 長	山本知事がいらっしゃるまで、もうしばらくお待ちください。
会 長	それでは、山本知事、お願いいたします。
山本知事	はい。ありがとうございます。 群馬地方最低賃金審議会の委員の皆様には、日頃から群馬県の労働行政に対して、ご理解・ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

山本知事	群馬県では、経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性の向上、賃金の上昇、消費の拡大、という賃金と消費の好循環を生み出していくことが重要だという風に考えております。そうした中で、最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティーネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えております。 現在、群馬県の最低賃金は985円で、栃木県や茨城県とも20円の差が出ております。北関東3県で、最低賃金決定の三要素を比較すると、一人世帯の標準生計費や、高卒初任給等は最も高く、労働分配率は最も低い状況にあるなど、他の2県と比較して、最低賃金を引き上げる要素となる指標が複数ございます。また、民間調査において、採用時の最低支給額は、群馬県が北関東3県で最も高いという調査結果もあり、群馬県内の賃金水準の高さが示されております。 総合的に勘案して、北関東3県の最低賃金決定の三要素は、同水準にあると、同程度の水準にあるという風に考えております。北関東3県の最低賃金額に差が生じたのは、過去の中央最低賃金審議会から示された目安額の差や、他県での目安額への上乗せなどの複合的な要因によるものであり、これまで群馬県地方審議会においても、最低賃金の決定について真摯な議論が持たれてきたと考えております。 しかしながら、群馬県としては現在、北関東3県で最低賃金に大きな開きがあることは、地域経済の実態と乖離しているものと考えており、早急に解消すべき課題であると考えております。最低賃金の差が開くことで、近隣県への人材流出を引き起こす懸念も生じております。こうした状況も踏まえて、群馬県では、従業員の基本給を5%以上引き上げた中小企業に対して、群馬賃上げ促進支援金の支給について、本日7月14日から受付を開始したほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう、支援を行っております。それらと併せて、県内事業者の持続的な賃上げに向けた、デジタルクリエイティブ産業をはじめとする新たな産業の創出や、群馬県の特徴であるものづくり産業を、より高付加価値、付加価値の高い産業へ転換していく流れを創出し、県民の賃金水準を高める支援を行っております。 知事として、県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えております。群馬地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、今後中央最低賃金審議会から示される目安額への大幅な上乗せについて、議論を尽くしていただけますようお願い申し上げます。以上です。 ありがとうございました。 以上で、山本知事の意見陳述につきましては、終了いたします。 それでは、本日の議事を進めさせていただきます。
会 長	

会 長	次第の5(1)令和7年度群馬地方最低賃金審議会の運営などについて、事務局から説明してください。
室 長	それでは説明させていただきます。 資料3の群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。 まず、第6条の会議の公開に関してご説明いたします。 運営規程第6条第1項では、「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。当審議会の会議については、従来から、同項の原則どおり公開されております。 次に、運営規程の第7条第2項についてです。議事録及び資料の公開に関する規程で、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。議事録及び資料につきましても従来から同項の原則どおり公開されております。また、令和2年度からは当審議会のご了解をいただきまして、議事録、資料を労働局ホームページに掲載しております。 次に審議会の日程でございます。地域別最低賃金改正の審議にあたって、中央最低賃金審議会の目安を参考にしているところですが、現時点では目安がいつ示されるのか確定しておりません。従いまして確定情報が判明しましたら、ご連絡したいと存じます。 今後、これに合わせて審議会の開催日程を調整させていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。
会 長	ただいま事務局から令和7年度の審議会の運営について説明がありました。審議会の会議は、従前より公開しております。加えて議事録等につきましても、労働局ホームページへ掲載するなど公開しております。 このことから、審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の運用については、従前どおりの方法で公開ということによろしいでしょうか。 また、審議日程につきましては、後ほど調整させていただくこととしてよろしいでしょうか。 【異議なし】

労使委員	
会 長	それでは、審議会の会議及び議事録等は例年どおりの公開といたします。 また、審議日程については、中央最低賃金審議会の日程も見据えながら、調整させていただくことといたします。 この他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。 【特になし】
労使委員	
会 長	特にないようですので、以上の運営規程に基づき審議していきたいと思 います。
会 長	続きまして、次第５（２）の群馬県最低賃金の改正決定にかかる諮問に ついてお願いいたします。
室 長	最低賃金法第１２条の規定に基づき、令和７年度の群馬県最低賃金改正に ついて、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、上野局長 から、 会長にお渡しいたします。
	【諮問文を会長に手交】
局 長	審議をよろしくお願いいたします。
会 長	ただいま、上野局長から群馬県最低賃金の改正にかかる諮問をお受けい たしました。諮問文に関して事務局から説明をお願いします。
事務局	【諮問文（写）を各委員に配布】
室 長	上野局長から群馬地方最低賃金審議会にお渡しした諮問文につきまし て、写しを皆様にお配りさせていただきましたので、読み上げさせていた だきます。 【諮問文を朗読】 以上が諮問文です。 今回の諮問につきまして、その経過等についてご説明いたします。 ７月１１日に、第１回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から 中央最低賃金審議会あてに地域別最低賃金改定の目安について調査審議を 求める諮問が行われました。諮問文は、６月１３日に閣議決定された「経済 財政運営と改革の基本方針 ２０２５」等に配意した調査審議を求めておりま

室 長	す。 群馬労働局におきましても、政府の方針、労働者の賃金、物価水準の動向や春闘の状況等も踏まえ、また、中央最低賃金審議会において諮問が行われたことを考慮し、群馬県地域別最低賃金の改正決定について調査審議を求めることが必要と判断し、諮問させていただいたところでございます。
会 長	ただいまの諮問文及び事務局の諮問の経過説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
労使委員	【特になし】
会 長	特にないようです。改めまして、諮問をお受けいたしましたので、群馬県地域別最低賃金の改正について調査審議を行っていききたいと存じます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	次に、次第５（３）の群馬県最低賃金専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。
室 長	最低賃金法第 25 条第 2 項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされています。また、同条第 3 項で、「専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する」旨が定められ、その人数について最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で「専門部会の委員の数は 9 人以内とする」とされております。この規定に基づき、専門部会の委員は、労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名の合計 9 名の委員で構成されております。 以上でございます。
会 長	それでは、規定に基づいて専門部会を設置したいと思います。専門部会の委員については、労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名、合計 9 名で構成することといたします。 この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
労使委員	【特になし】
会 長	ご意見等ないので、次に専門部会委員の選任手続きに関して、事務局から説明をお願いいたします。 専門部会の委員の任命について説明させていただきます。最低賃金審議

室 長	会令第6条第4項では、「労働者委員と使用者委員を任命するときは、最低賃金審議会令第3条を準用して相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」という旨が定められています。 このため、本日の審議会終了後、労働者委員と使用者委員の候補者の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員を任命させていただきます。 公労使の委員が決まりましたら、第1回目の専門部会開催の調整をさせていただきます。 また、公示につきましては、委員候補者の推薦に関する公示のほか、最低賃金法第25条第5項に規定されている、審議会における関係労働者及び関係使用者の意見聴取等に関する公示についても行う予定でございます。
会 長	専門部会の選任手続き、審議会における意見聴取の公示について説明がりましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
労使委員	【特になし】
会 長	特にご質問等ないので次に進みます。 次第5（4）の最低賃金審議会令第6条第5項の適用について事務局から説明をお願いいたします。
室 長	資料4をご覧ください。 最低賃金審議会令第6条第5項を抜粋したものでございます。 こちらの規定では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。 最低賃金審議会令第6条第5項は、専門部会の議決が全会一致の場合に限り、適用できるとされております。今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の規定について説明がありました。専門部会での調査審議の結果、専門部会の議決が全会一致で行われた場合はこの規定を適用するということによろしいでしょうか。
労使委員	【異議なし】 それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「専門部会の議決

会 長	が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議をもって当審議会の決議とすることができる。」として取り扱うことといたしますので、よろしくお願いいたします。 次に、次第５（５）の令和７年度最低賃金に関する実態調査について、最低賃金の審議に使用される調査を労働局が行っているということですので、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、令和７年度におけます最低賃金に関する実態調査につきまして、説明をさせていただきます。資料の５をご覧ください。令和７年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と最低賃金に関する基礎調査、この２つの一般統計調査を行っております。 まずは賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。この調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。調査は毎年、中小企業の労働者の１年間における賃金の上昇率を把握するために実施しております。調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や小売業などとなっております。企業規模につきましては、常用労働者が３０人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的低賃金の労働者が多い産業や規模の事業所が調査の対象となっております。今年度の調査依頼件数は２１９件になります。調査事項につきましては、昨年度６月分及び今年度６月分の賃金を調査しております。調査方法につきましては、通信調査で実施しております。また、調査の対象となった事業所の回答方法につきましては、郵便による報告方式とオンラインによる報告方式となっております。 続きまして、最低賃金に関する基礎調査につきまして説明をさせていただきます。この調査は、中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施しております。調査は、地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。調査の対象地域は、同じく群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業などです。調査対象の企業規模は、製造業、新聞業及び出版業については、労働者数が１００人未満の事業所、それ以外の業種につきましては、労働者数が３０人未満の事業所となっております。 賃金改定状況調査と同様に、比較的低賃金の労働者多い産業や規模の事業所が調査の対象となっておりますので、低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。こちらの調査の依頼数は２，０８４件になります。調査事項につきましては、今年度６月分の賃金を調査しております。調査方法につきましては、通信調査で実施してございます。また、賃金改定状況調査と同様に、調査の対象となった事業所の回答方法は、郵便による報告方式とオンラインによる報告方式となっております。 説明をさせていただきました２つの調査の集計結果の公表等につきまして

事務局	ては、資料の次のページでございます。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の4か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトのe-Statへ掲載されます。 また、今までの地方最低賃金審議会と同様、令和7年度も第2回群馬県最低賃金専門部会におきまして、最低賃金に関する基礎調査の結果概要を公表させていただく予定です。 調査結果の内容につきましては、「令和3年経済センサス活動調査」によります確報集計の事業所情報を元に作成されました「母集団データベース」の産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。 以上、簡単ではございますが、令和7年度におけます最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てれば幸いです。よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 質問等ありましたらお願いします。
労使委員	【特になし】
会 長	それでは、特にないようなので次に進みます。 次第5（6）の「その他」について、事務局から説明をお願いします。
室 長	事務局から、2点ご説明をさせていただきます。 1点目は、資料についてご説明させていただきます。 まず、資料6は「令和7年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況」でございます。 現在、特定最低賃金が適用されている4件の事業から、改正決定の申出に係る意向表明が行われております。 ご確認をいただきますようお願いいたします。 資料7は、6月12日付けで群馬弁護士会会長から、群馬地方最低賃金審議会会長あてに提出されております「全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明」の写しでございます。群馬地方最低賃金審議会の審議にあたり、ご参照いただきますようお願いいたします。 なお、資料7は、厚生労働本省へも報告しております。 資料8は、「生活保護制度の概要」でございます。 資料9は、群馬労働局が6月27日に発表いたしました令和7年5月分の「労働市場速報」でございます。 資料10は、前橋財務事務所が6月12日に発表いたしました群馬県の「法人企業景気予測調査」でございます。 資料11は、日本銀行前橋支店が7月1日に発表いたしました「群馬県金

室 長	融経済概況」でございます。 資料 12 は、「令和 7 年春闘各機関別賃上げ集計状況」でございます。連合公表のもの及び経団連公表のものでございます。なお、厚生労働省におきましては 8 月頃に公表の予定です。 資料 13 は、6 月 13 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、最低賃金に関する部分を抜粋したものです。また、資料 14 も同日閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」において、最低賃金に関する部分を抜粋したものでございます。 資料に関しましては 以上でございます。
会 長	事務局から、先に資料に関する説明がありましたが、これらについて、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。
労使委員	【特になし】
会 長	特にご意見等無いようですが、資料につきましては各委員ご確認をお願いいたします。それでは、もう 1 点の説明をお願いします。
室 長	2 点目ですが、地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の運営について説明させていただきます。 専門部会は、例年、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、第 1 回目の会議から非公開となっております。 専門部会の公開・非公開は、運営規程で専門部会の部会長が決定できる旨が定められていますが、専門部会が審議会の構成組織であることを踏まえ、専門部会の公開、非公開などの運営について審議会としての意向を示していただいております。 目安小委員会では、目安制度の在り方に関する全員協議会報告を受けて、令和 5 年度から三者が集まって議論を行う部分について公開されるとされたところですが、今年度の取扱いにつきまして、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局から専門部会の運営について説明がありました。 まず、専門部会の運営について、審議会としての意向を示すことについてお伺いします。 昨年同様、専門部会に対し審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。

労使委員	【異議なし】
会 長	意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。 当審議会としては、専門部会の議事の公開については、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、第1回目の会議から非公開とする。」という意向を示してきています。今年の意向はどうするかを審議したいと思います。 まず、労働者代表委員から意見がありましたらお願いします。 ■■■■委員お願いします。
労側委員	労働側委員の■■■■です。よろしくお願いします。 昨年同様、本年も非公開で審議をさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■■■■委員お願いいたします。
使側委員	使側委員の■■■■です。 労側と同感で、非公開でお願いできればと思います。
会 長	ありがとうございます。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員から、ご発言がありましたが、ほかの労使の委員のご意見はいかがでしょう。
労使委員	【特になし】
会 長	公益委員はいかがでしょう。
公益委員	【特になし】
会 長	それでは、意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただきます。 労使委員からは「非公開」との意見がありました。 専門部会運営規程の非公開理由に照らしまして、非公開とする意向としたたく存じます。 この非公開理由は、専門部会運営規程の定めに該当するものです。つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである」としてよろしいでしょうか。

各委員 会 長	【異議なし】 それでは、審議会の意向は、「専門部会を非公開とすべきである」ということを確認いたします。 ただし、最終的には専門部会の非公開については、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。 その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである。」との審議会の意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。
各委員 会 長	【異議なし】 ご賛同いただきました。 それでは、そのようにいたします。 本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等がありましたらお願いします。
各委員 会 長 事務局 会 長	【特になし】 事務局からは何かありますか。 特にございません。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 今後の会議では、いろいろな資料をもとに金額審議をすることになります。 委員の皆様には、十分な審議をお願いしたいと思います。 これで第 464 回最低賃金審議会を閉会とします。 ご審議お疲れさまでした。 ありがとうございました。 【審議会終了】